

青少年問題協議会

定期的に青少年問題協議会へ報告・審議

ユースワーク推進部会

令和2年度に新たに設置

【委員数】25人

任期：R2.10.14～R4.10.13
参考：条例上、委員は25人以内

【開催回数】
年間
2回程度

【所掌事項】

- ①青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- ②青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

【これまでの主な取組内容】

- ①少年音楽隊の創設
- ②スポーツ、レクリエーションの普及振興
- ③青少年指導者の養成と活用
- ④補導体制の充実
- ⑤青少年団体、グループの育成
- ⑥青少年の社会参加
- ⑦青少年健全育成基金の今後の方向性
- ⑧各地域での居場所づくり
- ⑨青少年施策の今後の方向性
- ⑩次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）の青少年施策 など

これまでの取組に加え、新たにユースワークに係る審議等も実施

【ユースワーク推進部会のメンバー】

条例7条第2項により、部会は会長が指名する委員で組織する。

また、条例8条により、必要に応じ委員以外の者を会議に出席してもらい、意見等を聴取することもできる。

【開催回数】
年間
2～3回程度

【部会の設置理由】

青少年を取り巻く環境が日々変化してきていることから、その時代に応じた課題や問題点などに対し、より専門的に調査審議を実施するため、本協議会に新たに部会を設置する。
また、部会ではユース交流センターの取組の進捗状況を確認しながら、より実効性のある青少年健全育成施策につなげていく。

ユース交流センターの開設に伴い、部会を設置し、本市としてのユースワークの取り組みのPDCAによる進捗管理に努める。

【部会の所掌事項】

青少年問題協議会の所掌事項の分掌

【具体的な取組内容】

下記の取組を強化し、本市としてのユースワークを推進するとともに、青少年健全育成に係る総合的施策につなげていく。

- ①R1年度からの新規事業である、ユースワーク推進事業（公共施設におけるサテライト事業等）の検証、分析
- ②ユースワーカー養成講座及びワーカーとしての活動状況の分析
- ③近年の青少年を取り巻く環境の変化（SNS等）に対する青少年事業の関わり方について
- ④ユース交流センター指定管理者の取組内容について など

協議会・部会ともにワークショップ形式を導入し、テーマを決めて審議するなど運営方法の見直しも検討！